

中芸広域連合

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

高知県 中芸広域連合

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象者	1
4 計画策定の経緯	1
5 計画策定にあたっての基本的な視点	2
(1) 地域の中で多様な生き方を重視した支援体制の整備	2
(2) 自分らしい自立に向けた取組	2
(3) 地域交流・啓発活動の充実	2
(4) 乳幼児期からのライフステージに応じた一貫した支援	3
6 障がい福祉施策の特色	3
(1) 相談支援体制の充実	3
(2) 本人活動の充実強化	3
(3) ライフステージに応じた体験の機会の確保	4
7 計画の期間	4
8 計画見直し時期	4
第2章 令和8年度までの目標値の設定	5
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
(1) 令和4年度末で施設入所している者の地域生活への移行	5
(2) 施設入所者数の削減	5
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3 地域生活支援の充実	6
4 福祉施設から一般就労への移行等	7
(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者への増加【全体】	7
(2) 就労移行支援事業を利用した一般就労移行者の増加	7
(3) 就労継続支援 A型を利用した一般就労移行者の増加	8
(4) 就労継続支援 B型を利用した一般就労移行者の増加	8
(5) 就労定着支援事業の利用者数	8
5 障がい児等支援の提供体制の整備等	8
(1) 児童発達支援センターの設置	8
(2) 保育所等訪問支援の充実	9
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	9

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	9
(5) 発達障がい児等に対する支援	9
6 相談支援体制の充実・強化等	10
(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	10
(2) 協議会における個別事例の検討を通じた 地域のサービス基盤の開発・改善	11
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	11
 第3章 障害福祉サービス	12
1 必要な障害福祉サービスの見込み	12
(1) 訪問系サービス	12
(2) 日中活動系サービス	15
(3) 居住系サービス	21
(4) 相談支援	22
(5) 障がい児の通所系サービス	24
(6) 障害児相談支援	26
2 見込量確保の方策	26
(1) 障害福祉サービスの充実	26
(2) 相談支援の充実	27
(3) 診断の有無に関係なく、発達支援の必要な児と 保護者への早期支援の充実	27
3 サービス見込み一覧	28
 第4章 地域生活支援事業	30
1 地域生活支援事業の実施にあたって	30
(1) 地域生活支援事業に関する考え方	30
(2) 施策推進の方向	30
2 地域生活支援事業の内容及び各年度におけるサービスの見込み	30
(1) 理解促進研修・啓発事業	30
(2) 自発的活動支援事業	30
(3) 相談支援事業	31
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	32
(6) 意思疎通支援事業	32
(7) 日常生活用具給付等事業	32

(8) 手話奉仕員養成研修事業	33
(9) 移動支援事業	33
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	33
(11) その他の事業（任意事業）	33
3 見込量確保の方策	34
4 地域生活支援事業一覧	35
 第5章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止	36
1 障がい者差別解消の推進	36
2 権利擁護の推進、虐待防止	36
 第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗管理	37
1 PDCAサイクルによる進捗管理と点検・評価	37
2 進捗状況を評価するための目標	37
3 障害者自立支援協議会との連携	37

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第7期中芸広域連合障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するために策定しています。また、平成30年度に一部改正された障害者総合支援法及び児童福祉法において、障がい児福祉計画を併せて策定することになりました。地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

なお、障害者基本法に基づいて、障がいのある人に対する取組の基本的方向を示す「中芸広域連合障がい者計画」を基本計画とし、本計画は、障害福祉サービス等に関する実施計画となるものです。

3 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児とします。

4 計画策定の経緯

障がいのある人や障がいのある子ども（以下「障がいのある人等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

これに基づき、平成18年度より奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村（以下「構成町村」という。）それぞれが、障害者（基本）計画・障害福祉計画を一体的に作成し、その推進を図ってきました。平成20年度には平成21年度から23年度までの第2期障害福祉計画を策定しました。

平成 21 年度からは、保健福祉業務を広域化し、中芸広域連合として業務を遂行しています。町村単独では取り組めなかった課題等を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第 3 期障がい福祉計画を策定しました。

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援制度を踏まえ、障がい児支援を含めた障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備することを目的に、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 4 期障がい福祉計画を策定しました。

平成 30 年度に一部改正された障害者総合支援法及び児童福祉法において、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、平成 30 年度より第 5 期障がい福祉計画と第 1 期障がい児福祉計画を一体的に策定しています。

今般、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」の進捗状況等の分析や評価を行い、地域の課題等を整理したうえで、国の基本方針に則して、第 7 期障がい福祉計画と第 3 期障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。

5 計画策定にあたっての基本的な視点

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づき策定する「中芸広域連合障がい者計画」の理念に基づき、“その人らしさ”を重視した支援体制の整備に努め、障がいのある人々が社会のあらゆる活動に参加し、一人ひとりが尊重される社会の構築に向けて取り組みます。

本計画の策定にあたっては、中芸地域の地域特性を踏まえ、以下の 4 点を基本的な視点と考えています。

（1）地域の中で多様な生き方を重視した支援体制の整備

障がいのあるすべての人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても安心して暮らせるように、障がいのある人等の個々のニーズ及び実態に応じて、相談支援や専門的ケア、体験の機会や場の整備及び緊急時の受け入れ対応等について、地域の社会資源を最大限に活用し、地域生活支援拠点として機能させるとともに、更なる機能の充実強化を図ります。

（2）自分らしい自立に向けた取組

障がいの有無にかかわらず誰もが地域において、豊かな人生を送ることができるように、役割を持つことは、本人の生きがいや生活の質の向上につながります。その人の適性や能力に応じた働き方や地域活動、生涯学習、余暇活動などへの社会参加活動を選択できるよう取り組んでいく必要があります。

（3）地域交流・啓発活動の充実

障がいの有無にかかわらず、地域の中で、体験や経験をともに重ね、お互いが理解しあえる関係性を目指します。

また、障がいや障がいのある人に対する正しい理解等の啓発活動に取り組みます。

（4）乳幼児期からのライフステージに応じた一貫した支援

障がいのある子どもにとって早期から専門的な支援を受けることは、その子らしい生活を支えるために不可欠なものです。しかしながら、保護者にとってわが子の発達への気づきや障がい受容は容易ではないため、医療、保健、福祉、教育など様々な機関と連携を図りながら、子どもと保護者に対して切れ目がない一貫した効果的な支援が重要になっています。その支えとなる専門性を有した相談支援には、個別のニーズに寄り添い一人ひとりの子どもに合わせた、その子らしい育ちを支える観点が求められています。障がい児の支援機関とともに、個々の発達を支えながら、保育所や認定子ども園（以下、「保育所等」という。）、小学校及び中学校、高等学校等で地域の子ども達と共に育ちあう場の充実を目指します。

6 障がい福祉施策の特色

（1）相談支援体制の充実

障がい福祉制度は障がいのある人等の多様なニーズに合わせて法改正が重ねられ、サービスの充実と共に、制度内容は複雑化し、障がいのある人本人だけでは充分に理解して利用することが難しくなっています。このため、障がいのある人の自己決定に様々な情報提供や助言などを行う相談支援の役割がますます重要になっています。

また、身体、知的及び精神の各障がいに加え、発達障がいや難病など様々な障がいのある人等への支援や複雑・多様化する相談内容への対応など、より専門性の高い相談支援が必要となっています。必要な情報の提供等、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように関係機関等とのネットワークを構築し、切れ目がない支援をつないでいけるように、相談支援事業所と共に強化していきます。

中芸地域には、基幹相談支援センターが設置されており、相談支援の中核的な役割を担っております。基幹相談支援センターの専門性を活かし、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い、地域の相談支援体制の更なる強化に努めます。

（2）本人活動の充実強化

身近にある居場所やつどいの場、地域子育て支援拠点「遊分舎」等の地域の資源を活用し、自立した生活を送ることができる力を身につけるために、本人の持つ能力や可能性を引き出すことができるよう日常生活動作（調理・掃除・洗濯）、余暇活動、就労や日中活動につながる支援をしていきます。そのためには、地域生活支援事業を積極的に取り入れ、民間事業所とも連携し、日中活動や就労体験の場、グループ活動の支援を広げていきます。

（3）ライフステージに応じた体験の機会の確保

生活習慣や社会性は、子どもの時からの体験や人とのかかわりを通し、獲得していくものです。障がいの有無に関係なく、自分の生活している地域で、たくさんの体験や経験を重ねることができるような機会を確保していきます。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

8 計画見直し時期

国の指針において、障がい福祉計画の計画期間は、3年を一期として作成することを基本としつつ、地域の実情や制度改正の影響を考慮して、柔軟な計画期間の設定が可能とされています。中芸広域連合は、基本の3か年計画とし、報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

第2章 令和8年度までの目標値の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所している人のうち 68%が障害支援区分 5・6 と重度で、医療的行為や常時の見守りや支援が必要です。家族の状況や環境から検討しても在宅介護が困難な状況があります。また、65 歳以上となると介護保険サービス等への移行の検討も必要ですが、障がいの特性上介護保険サービスへの移行は難しい状況です。

現在の入所者が地域生活に移行するには、日中活動の場やショートステイ、住まいの確保など、24 時間体制の在宅サービスの充実と地域で共に暮らすという住民意識のひろがりが必要です。

令和8年度までの 3 年間も引き続き、地域生活を継続するために地域に必要なことを検討し、サービスの質の向上や地域生活支援事業等の利用により、施設入所をしなくても地域で生活できるような体制整備を目指します。

「中芸広域連合障害者自立支援協議会」(以下、「自立支援協議会」という。) 等でも地域生活移行を推進するために、生活環境の検討や取組を進めていきますが、中芸地域の現状を踏まえて下記のとおり目標値を設定します。

(1) 令和4年度末で施設入所している者の地域生活への移行

項目	数値
令和4年度末施設入所者数	21人
令和8年度末施設入所者数	22人
目標値	地域生活移行者数

【国指針】

令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。令和4年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行することを基本としています。

(2) 施設入所者数の削減

項目	数値
令和4年度末施設入所者数	21人
令和8年度末施設入所者数	22人
目標値	削減見込み

令和4年度末現在の入所者が 21 人ですが、新規の施設入所希望者も見込まれるため、令和8年度末の施設入所者数を 22 人と見込んでいます。

【国指針】

施設入所者数の削減の目標として、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本としています。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針において、精神障がい者が安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、地域の助け合い等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めるとされており、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを支える「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」として、自立支援協議会計画策定部会等を活用し、重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備

項目	数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人

3 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活支援については、自立支援の観点から、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」も見据えた地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した支援体制の整備を進めが必要とされています。

中芸地域では、居住支援のための機能（相談、体験の機会や場の整備、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点について、遊分舎や相談支援事業所等の機能を組合せた面的整備としています。その機能充実のため、関係機関等のネットワークの構築を軸に自立支援協議会において年1回程度運用状況を検証及び検討し、令和8年度末までに機能を充実させていきます。

また、強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、必要な整備をしていきます。

【国指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としています。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業等を活用し、障がいのある人一人ひとりに適した就労支援に努めるとともに、相談支援事業所、行政内の関係部署、就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会と連携し支援体制を充実させ、就労体験を重ねながら、地域の中で一人ひとりが得意なことを活かし、働くことができるような仕組みを検討します。

また、働きづらさを感じている障がいのある人の就労や社会参加の機会を確保するため、福祉分野と農業分野が連携した農福連携の取組により、農業に従事したい人の農作業体験、受け入れる農家とのマッチング、定着支援までの一貫した支援体制を構築し、施設外就労や一般就労につながる仕組みづくりを進めます。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加【全体】

項目	数値
令和3年度末時点の福祉施設から一般就労移行者数	〇人
令和8年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数の目標	2人

【国指針】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

(2) 就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数の増加

項目	数値
令和3年度末時点の就労移行支援事業利用者数	〇人
令和8年度末時点の就労移行支援事業利用者数の目標	〇人

【国指針】

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本としています。

(3) 就労継続支援 A 型を利用した一般就労移行者の増加

項目	数値
令和3年度末時点の就労継続支援 A 型利用者数	〇人
令和8年度末時点の就労継続支援 A 型利用者数の目標	1人

【国指針】

就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととしています。

(4) 就労継続支援 B 型を利用した一般就労移行者の増加

項目	数値
令和3年度末時点の就労継続支援 B 型利用者数	〇人
令和8年度末時点の就労継続支援 B 型利用者数の目標	1人

【国指針】

就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととしています。

(5) 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値
令和3年度末時点の就労定着支援事業利用者数	〇人
令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数の目標	〇人

【国指針】

令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月末満の期間継続して就労している者をいう。)

5 障がい児等支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

中芸地域に平成28年4月に児童発達支援センターが開設され、診断の有無に関係なく発達支援の必要な子どもには早期から専門的な支援が受けられる体制が整いました。今後も引き続き、児童発達支援センターの利用が円滑に進むように支援します。

【国指針】

国の基本方針において、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子どもとその家族に対して、乳児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指すため、令和8年度末までに各市町村に児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置す

ることを基本としています。

(2) 保育所等訪問支援の充実

中芸地域にある児童発達支援センターと連携しながら、必要な子どもが利用できる体制を整備していきます。児童発達支援センター等の適切なアセスメントに基づく実効性のある支援方法を対象児の通所する保育所等と共有できる体制を整えていきます。あわせて、保育所等や保護者に対しても制度の理解や啓発をしていきます。

【国指針】

国の基本方針は、令和8年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援等を活用し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

中芸地域には、児童発達支援事業所は1カ所ありますが、放課後等デイサービス事業所は休止されている状況です。今後は、放課後等デイサービス事業所の確保と、現在ある児童発達支援事業所を含め、重症心身障がい児を支援できる体制について、令和8年度末までに検討していきます。

【国指針】

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、既存の自立支援協議会の組織を活用し、当該協議の場として位置付けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても検討していきます。

【国指針】

令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

(5) 発達障がい児等に対する支援

発達障がい児及びその家族への支援は重要です。保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講を促進します。

また、子育てに悩みをもつ保護者や、気になる子どもをもつ保護者同士がお互いに情報交換しながら学び、支えあうことができる関係づくりを支援します。

中芸広域連合では、年3回開催する構成町村との連絡会議にて、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、自立支援協議会の仕組みを活用し、障がいのある子ども等への支援体制の整備を図るための政策展開等に繋げ、地域課題の改善に取り組んでいきます。

項目	数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0人	4人	4人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	1人	1人	1人

6 相談支援体制の充実・強化等

地域で安心して暮らしていくためには、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制が必要です。

中芸広域連合では、基幹相談支援センターを設置し、24時間365日の相談支援体制を確保しています。相談支援事業者への専門的指導を行い、地域の相談支援体制のさらなる強化や地域での支援ネットワークを構築していきます。

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言件数	10件	10件	10件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件	10件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

【国指針】

令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む。）において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターによる地

域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図る体制を確保することを基本としています。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	15回	15回	15回
相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	5機関	5機関	5機関
協議会の専門部会設置数	4	4	4
協議会の実施回数	18回	18回	20回

【国指針】

令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているか検証するとともに、サービスの質の向上を図るための体制を構築していきます。

項目	数値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回

【国指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

第3章 障害福祉サービス

1 必要な障害福祉サービスの見込み

「障害福祉サービス」、「相談支援」、「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。

障害福祉サービスは、地域で暮らす障がいのある人等の生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されます。平成27年度以降、計画相談支援（サービス利用計画）及び障害児相談支援（障害児支援利用計画）が必須になりました。

その他に「補装具」「自立支援医療」などの給付があります。各年度における種類ごとの必要な量の見込みをしめします。

(1) 訪問系サービス

ホームヘルパー等が障がいのある人等の自宅を訪問し、介護や家事援助等の必要な援助を行います。

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 第6期計画の実績

居宅介護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	13人／月	12人／月	11人／月
	見込量(時間／月)	655時間／月	642時間／月	633時間／月
	実績（人／月）	13人／月	10人／月	
	実績(時間／月)	113時間／月	68時間／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※時間／月：1月当たりの利用時間数（各年度の3月末日現在）

※令和3～5年度の見込量は、訪問系サービス5項目全体を見込んだ数値となっています。（以前の計画では、訪問系サービス5項目全体としての見込量を設定していました。今回から訪問系サービスの項目を細分化しています。）

■ 利用見込み

居宅介護	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	15人／月	15人／月	15人／月
	(時間／月)	102時間／月	106時間／月	100時間／月

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

■ 第6期計画の実績

重度訪問 介護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)			
	見込量(時間／月)			
	実績(人／月)	1人／月	1人／月	
	実績(時間／月)	548時間／月	549時間／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※時間／月：1月当たりの利用時間数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

重度訪問 介護	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	1人／月	1人／月	1人／月
	(時間／月)	537時間／月	548時間／月	552時間／月

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■ 第6期計画の実績

行動援護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)			
	見込量(時間／月)			
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(時間／月)	0時間／月	0時間／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※時間／月：1月当たりの利用時間数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

行動援護	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	(時間／月)	0時間／月	0時間／月	0時間／月

④ 同行援護

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障がい者（児）の移動支援を行います。

■ 第6期計画の実績

同行援護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）			
	見込量(時間／月)			
	実績（人／月）	0人／月	1人／月	
	実績(時間／月)	0時間／月	2 時間／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※時間／月：1月当たりの利用時間数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

同行援護	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	1人／月	1人／月	1人／月
	(時間／月)	3時間／月	4時間／月	4時間／月

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■ 第6期計画の実績

重度障害者等包括支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）			
	見込量(単位／月)			
	実績（人／月）	0人／月	0人／月	
	実績(単位／月)	0単位／月	0 単位／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※単位／月：1月当たりの利用時間数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

重度障害者等包括支援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	(単位／月)	0 单位／月	0 单位／月	0 单位／月

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を要する障がいのある人等に、昼間、入浴や排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■ 第6期計画の実績

生活介護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	33人／月	34人／月	34人／月
	見込量(人日／月)	658人日／月	681人日／月	681人日／月
	実績(人／月)	28人／月	25人／月	
	実績(人日／月)	632人日／月	544人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

生活介護	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	30人／月	30人／月	30人／月
	(人日／月)	617人日／月	645人日／月	679人日／月

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

■ 第6期計画の実績

自立訓練 (機能訓練)	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	1人／月	1人／月	1人／月
	見込量(人日／月)	23人日／月	23人日／月	23人日／月
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(人日／月)	0人日／月	0人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

自立訓練 (機能訓練)	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ 第6期計画の実績

自立訓練 (生活訓練)	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	〇人／月	〇人／月	〇人／月
	見込量(人日／月)	〇人日／月	〇人日／月	〇人日／月
	実績(人／月)	1人／月	〇人／月	
	実績(人日／月)	19人日／月	〇人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

自立訓練 (生活訓練)	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	〇人／月	〇人／月	〇人／月
	(人日／月)	〇人日／月	〇人日／月	〇人日／月

④ 就労選択支援【新設】

障がいのある人等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

■ 利用見込み

就労選択 支援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)		〇人／月	〇人／月
	(人日／月)		〇人日／月	〇人日／月

※令和7年10月開始

⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人等に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

■ 第6期計画の実績

就労移行 支 援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	2人／月	2人／月	1人／月
	見込量(人日／月)	46人日／月	46人日／月	23人日／月
	実績(人／月)	2人／月	1人／月	
	実績(人日／月)	25人日／月	23人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

就労移行 支 援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	2人／月	0人／月
	(人日／月)	0人日／月	42人日／月	0人日／月

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（障がいのある人等と雇用契約を結ぶ“雇用型”）

■ 第6期計画の実績

就労継続 支 援 A型	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	4人／月	6人／月	8人／月
	見込量(人日／月)	82人日／月	128人日／月	172人日／月
	実績(人／月)	3人／月	3人／月	
	実績(人日／月)	64人日／月	65人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

就労継続支援 A型	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	4人／月	4人／月	4人／月
	(人日／月)	77人日／月	81人日／月	86人日／月

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（事業所と契約を結ばない“非雇用型”）

■ 第6期計画の実績

就労継続 支援 B型	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	27人／月	28人／月	28人／月
	見込量(人日／月)	494人日／月	517人日／月	517人日／月
	実績(人／月)	27人／月	29人／月	
	実績(人日／月)	486人日／月	545人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

就労継続支援 B型	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	32人／月	33人／月	34人／月
	(人日／月)	571人日／月	616人日／月	667人日／月

⑧ 就労定着支援

就労移行支援などのサービスを経て一般就労を行った障がいのある人等に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■ 第6期計画の実績

就労定着支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	1人／月	1人／月	1人／月
	実績(人／月)	1人／月	1人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

就労定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人／月	0人／月	0人／月

⑨ 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 第6期計画の実績

短期入所	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	3人／月	3人／月	3人／月
	見込量(人日／月)	46人日／月	46人日／月	46人日／月
	実績(人／月)	2人／月	3人／月	
	実績(人日／月)	21人日／月	33人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

短期入所 (福祉型)	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	7人／月	7人／月	7人／月
	(人日／月)	72人日／月	72人日／月	72人日／月

⑩ 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、病院、診療所、介護老人保健施設において、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 第6期計画の実績

短期入所 (医療型)	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)			
	見込量(人日／月)			
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(人日／月)	0人日／月	0人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

短期入所 (医療型)	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月

⑪ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。

■ 第6期計画の実績

療養 介護	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	5人／月	5人／月	5人／月
	実績（人／月）	5人／月	5人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

療養介護	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人／月	5人／月	5人／月

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

■ 第6期計画の実績

共同生活援助	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	15人／月	16人／月	18人／月
	実績（人／月）	12人／月	12人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

共同生活援助	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13人／月	13人／月	13人／月

② 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人等に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活等に関する相談・助言のほか、日常生活上の支援を行います。

■ 第6期計画の実績

施設入所支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	26人／月	26人／月	26人／月
	実績（人／月）	24人／月	21人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

施設入所 支 援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	22人／月	22人／月	22人／月

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がいのある人等に、一定の期間、定期的に利用者の居宅を訪問し、地域生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 第6期計画の実績

自立生活援助	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	0人／月	0人／月	0人／月
	実績（人／月）	0人／月	0人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

自立生活援助	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人／月	0人／月	0人／月

（4）相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人等の自立した生活を支え、障がいのある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、生活全般の相談、情報提供、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

■ 第6期計画の実績

計画相談支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	16人／月	15人／月	15人／月
	実績（人／月）	21人／月	20人／月	

※人／月：1月当たりの平均実利用者数

■ 利用見込み

計画相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	19人／月	18人／月	18人／月

② 地域相談支援

《地域移行支援》

施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障がいの特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行支援、関係機関との調整等を行います。

■ 第6期計画の実績

地域移行支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	0人／月	1人／月	1人／月
	実績（人／月）	0人／月	0人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

地域移行支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人／月	0人／月	0人／月

《地域定着支援》

居宅において単身で生活する障がいのある人等を対象に、24時間の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 第6期計画の実績

地域定着支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量（人／月）	0人／月	1人／月	1人／月
	実績（人／月）	0人／月	0人／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

地域定着支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人／月	0人／月	0人／月

(5) 障がい児の通所系サービス

① 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■ 第2期計画の実績

児童発達支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	35人／月	35人／月	35人／月
	見込量(人日／月)	295人日／月	295人日／月	295人日／月
	実績(人／月)	41人／月	43人／月	
	実績(人日／月)	300人日／月	226人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

児童発達支援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	40人／月	40人／月	40人／月
	(人日／月)	250人／月	250人／月	250人／月

② 放課後等デイサービス

就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。

■ 第2期計画の実績

放課後等デイサービス	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	見込量(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月
	実績(人／月)	4人／月	3人／月	
	実績(人日／月)	1人日／月	13人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

放課後等デイサービス	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	4人／月	4人／月	4人／月
	(人日／月)	15人日／月	15人日／月	15人日／月

③ 保育所等訪問支援

障がいのある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。

■ 第2期計画の実績

保育所等 訪問支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	8人／月	8人／月	8人／月
	見込量(人日／月)	8人日／月	8人日／月	8人日／月
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(人日／月)	0人日／月	0人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

保育所等 訪問支援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	1人／月	1人／月	1人／月
	(人日／月)	1人日／月	1人日／月	1人日／月

④ 医療型児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。

■ 第2期計画の実績

居宅訪問 型児童発 達支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	見込量(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(人日／月)	0人日／月	0人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

※令和6年4月より、①児童発達支援に一元化

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がいにより外出が著しく困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援を提供します。

■ 第2期計画の実績

居宅訪問型児童発達支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	見込量(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月
	実績(人／月)	0人／月	0人／月	
	実績(人日／月)	0人日／月	0人日／月	

※人／月：1月当たりの実利用者数（各年度の3月末日現在）

※人日／月：1月当たりの延利用日数（各年度の3月末日現在）

■ 利用見込み

居宅訪問型児童発達支援	見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	(人／月)	0人／月	0人／月	0人／月
	(人日／月)	0人日／月	0人日／月	0人日／月

（6）障害児相談支援

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成し、定められた期間ごとに、計画の見直し（モニタリング）を行います。

■ 第2期計画の実績

障害児相談支援	見込量・実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	見込量(人／月)	17人／月	17人／月	17人／月
	実績(人／月)	16人／月	16人／月	

※人／月：1月当たりの平均実利用者数

■ 利用見込み

障害児相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16人／月	16人／月	16人／月

2 見込量確保の方策

（1）障害福祉サービスの充実

- 訪問系サービスについては、地域で自立した生活を支えるうえで不可欠なサービスであり、障がいのある人等のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。障がい種別や重症度に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材育成やマンパワー確保に努めるとともに、サービス提供体制

の整備を進めます。

- 自立支援協議会等の場を活用し、身近な地域の関係機関とも協議を進め、障がいのある人のニーズを勘案しながら日中活動の場の確保や支援、生活関連動作能力の獲得など、障害福祉サービスを利用しながら、地域の中で自立した生活が送れるような支援体制を整備します。
- 身近な地域における住環境の整備促進を検討するとともに、空き家対策・公営住宅の有効活用についても住宅担当課等と連携し、居住の場の確保を進めます。
- 地域の現状として、福祉サービスの提供事業所数は十分とはいえない状況です。在宅では、保護者が支援の中心になっており、家族から離れて生活する機会はない状況です。保護者の高齢化もあることから、緊急時や介護者不在時に備え、宿泊体験等のできる短期入所施設の確保または、体験場所を確保できるようにしていきます。

(2) 相談支援の充実

- 障がいのある人が様々なサービスや地域資源等を利用しながら、地域で自立して安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。サービス利用計画は、障害福祉サービスを利用するためだけではなく、その人らしい生活が充実するための活動や体験を含めた幅の広い相談支援ができます。

(3) 診断の有無に関係なく、発達支援の必要な子どもと保護者への早期支援の充実

- 核家族化や少子化の影響もあり、子育ての伝承が少ないまま、孤立した子育てになっています。子どもの発達と保護者の育児対応能力の状況によっては、発達に影響を及ぼしてしまうこともあります。診断の有無に関係なく、子育ての状況と子どもの発達について関係機関とともにアセスメントを行い、必要な支援を早期から届けられるようにしていきます。

3 サービス見込み一覧

(1) 訪問系サービス

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	102 時間/月 (15人/月)	106 時間/月 (15人/月)	100 時間/月 (15人/月)
重度訪問介護	537 時間/月 (1人/月)	548 時間/月 (1人/月)	552 時間/月 (1人/月)
行動援護	0 時間/月 (0人/月)	0 時間/月 (0人/月)	0 時間/月 (0人/月)
同行援護	3 時間/月 (1人/月)	4 時間/月 (1人/月)	4 時間/月 (1人/月)
重度障害者等包括支援	0 単位/月 (0人/月)	0 単位/月 (0人/月)	0 単位/月 (0人/月)

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	617 人日/月 (30人/月)	645 人日/月 (30人/月)	679 人日/月 (30人/月)
自立訓練 (機能訓練)	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)
自立訓練 (生活介護)	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)
就労選択支援※		0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)
就労移行支援	0 日/月 (0人/月)	42 日/月 (2人/月)	0 日/月 (0人/月)
就労継続支援（A型）	77 人日/月 (4人/月)	81 人日/月 (4人/月)	86 人日/月 (4人/月)
就労継続支援（B型）	571 人日/月 (32人/月)	616 人日/月 (33人/月)	667 人日/月 (34人/月)
就労定着支援	0 人/月	0 人/月	0 人/月
短期入所（福祉型）	72 人日/月 (7人/月)	72 人日/月 (7人/月)	72 人日/月 (7人/月)
短期入所（医療型）	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)	0 人日/月 (0人/月)
療養介護	5 人/月	5 人/月	5 人/月

※「就労選択支援」は、令和7年10月開始

(3) 居住系サービス

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	13人/月	13人/月	13人/月
施設入所支援	22人/月	22人/月	22人/月
自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月

(4) 指定相談支援サービス

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	19人/月	18人/月	18人/月
地域移行支援	0人/月	0人/月	0人/月
地域定着支援	0人/月	0人/月	0人/月

(5) 障がい児通所系サービス

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	250人日/月 (40人/月)	250人日/月 (40人/月)	250人日/月 (40人/月)
放課後等デイサービス	15人日/月 (4人/月)	15人日/月 (4人/月)	15人日/月 (4人/月)
保育所等訪問支援	1人日/月 (1人/月)	1人日/月 (1人/月)	1人日/月 (1人/月)
居宅訪問型児童発達支援	0人日/月 (0人/月)	0人日/月 (0人/月)	0人日/月 (0人/月)

(6) 障害児相談支援

サービス種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	16人/月	16人/月	16人/月

第4章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施にあたって

(1) 地域生活支援事業に関する考え方

「中芸広域連合障がい者計画」に掲げた基本理念と中芸地域の地域特性を踏まえ“自立して”“ともに暮らす”“地域で暮らす”ことを目指して、障がいの有無を問わず生活のしづらさのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業や支援を実施し、地域生活の支援体制を整えます。

(2) 施策推進の方向

相談支援体制を充実・強化するために、相談支援事業については民間委託も行いながら、障がいのある人等が日常生活の中で直面している「生活のしづらさ・暮らしにくさ」をアセスメントし、地域の関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めます。

2 地域生活支援事業の内容及び各年度におけるサービスの見込み

障がいのある人等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、生活のしづらさや障がいのある人等への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を目指していきます。

■ 実施見込み

理解促進研修 ・啓発事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいのある人や、その家族、地域住民等が地域で自発的な取組ができるように支援することで、共生社会の実現を目指していきます。

■ 実施見込み

自発的活動 支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	委託	委託	委託

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がいに関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応し、障がいのある人等が地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、NPO 法人等民間事業所等とも協働し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人等の権利擁護など、障がいのある人等の個々の障がいの程度や特性に応じたきめ細かな支援を実施していきます。

■ 実施見込み

相談支援 事　業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施箇所数	委託	委託	委託
実利用者数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
100 人	100 人	100 人	100 人

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的として取り組みます。

■ 実施見込み

基幹相談支援センター 等機能強化事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	委託	委託	委託

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援する事業です。

今後状況に応じて、検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■ 実施見込み

成年後見制度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用支援事業	〇件	〇件	〇件

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■ 実施見込み

成年後見制度法	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人後見支援事業	検討	検討	検討

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等が安全な生活を送れるよう手話通訳者の派遣を実施します。

■ 実施見込み

意思疎通支援事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	3人	3人	3人

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

■ 年間利用見込み

日常生活用具給付事業	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具	2人	1人	1人
自立生活支援用具	3人	3人	3人
在宅療養等支援用具	1人	1人	1人
情報・意思疎通支援用具	4人	4人	4人
排せつ管理支援用具	50 人	50 人	50 人
在宅改修費	1人	1人	1人

※ 人： 納付決定者数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますことを目的とした事業です。今までに研修を修了した方や、地域で活動しているグループと連携を取りながら、取り組んでいきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■ 利用見込み

移動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人	5人	5人

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

■ 利用見込み（利用実人員）

地域活動	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援センター	検討	検討	検討

*民間事業所等へその他の生活支援事業等を委託し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

(11) その他の事業（任意事業）

市町村の判断により、障がいのある人等が、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施していきます。

【日常生活支援】

《生活訓練等事業》

障がいのある人等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

《日中一時支援事業》

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とします。

《地域移行のための安心生活支援》

障がいのある人等が地域で安心して暮らすための支援体制を整備す

ることにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とします。

『協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援』

「制度のはざま」等で必要なサービスが利用できない場合、社会資源の開発に向けて、今ある資源を有効活用する方法や強化すべき点などを検討していきます。また、住み慣れた地域で安定した生活を送るために、生活環境に近い民家を活用して、日中活動等を行います。

■ 実施見込み

生活支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練等事業	委託	委託	委託
日中一時支援事業	委託	委託	委託
地域移行のための安心生活支援	委託	委託	委託
協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	直営	直営	直営

3 見込量確保の方策

- 障がいのある人等や生活のしづらさのある人が地域で自立した生活を送れるよう、地域における民間事業所等の社会資源の活用により継続的なサービスの提供を図ります。
- 障がいのある人等・家族・支援者等、障がいの有無にかかわらず、地域で住民同士の交流や協働により、お互いが認めあえる地域づくりを目指します。
- 自立支援協議会については、全体会及び専門部会において、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制について協議を行いながら取り組んでいきます。
- 基幹相談支援センターを中心に、人材育成、地域移行に向けた取組や地域の支援ネットワークの構築を進めることにより、相談支援機能の強化を図ります。
- 障がいのある人やその家族等が地域で安心して暮らすためには、親の高齢化や親亡き後を見据えた生活基盤の確立を図ることが重要であり、障がいのある人等に応じた日常生活への支援や社会参加ができる機会の確保等、ライフステージを見据えた相談支援や体験活動を当事業の活用をとおして整備していきます。
- 障がいのある人等を支援している家族の日々の介護負担の軽減、精神面のフォローなど家族が地域で孤立しない支援等、家族支援も念頭に置いて計画を進めています。

4 地域生活支援事業一覧

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	委託	委託	委託
(3) 相談支援事業			
①障害者相談支援事業	委託	委託	委託
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用者数	100人	100人	100人
②基幹相談支援センター等機能強化事業	委託	委託	委託
③住居入居等支援事業	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業	3人	3人	3人
(7) 日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	2人	1人	1人
自立生活支援用具	3人	3人	3人
在宅療養等支援用具	1人	1人	1人
情報・意志疎通支援用具	4人	4人	4人
排せつ管理支援用具	50人	50人	50人
住宅改修費	1人	1人	1人
(8) 手話奉仕員養成研修事業	委託	検討	検討
(9) 移動支援事業	5人	5人	5人
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	検討	検討	検討
(11) その他の事業			
日常生活支援事業			
生活訓練等事業	委託	委託	委託
日中一時支援事業	委託	委託	委託
地域移行のための安心生活支援	委託	委託	委託
協議会における地域資源の開発・ 利用促進等の支援	直営	直営	直営

第5章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

1 障がい者差別解消の推進

障害者権利条約や障害者基本法、平成25年に制定された障がいを理由とする差別的な取り扱いを禁止し、ハード（建物・設備など）・ソフト（人・サービスなど）の両面で障がいの特性に応じた配慮（合理的配慮）を求める「障害者差別解消法」等を踏まえ、障がいや障がいのある人等に対する正しい理解や障がいのある人等への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等の取組について一層の普及啓発を行うとともに、障がいを理由とする差別等の解消を図るための相談支援体制を整備し、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指していきます。

2 権利擁護の推進、虐待防止

障害者基本法や障害者虐待防止法等に基づき、障がいのある人等に対する権利擁護や虐待の防止に向けた取組を推進するため、令和5年3月に中核機関を中芸広域連合に設置し、構成町村において「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。関係機関が互いに連携を図り取り組んでいきます。

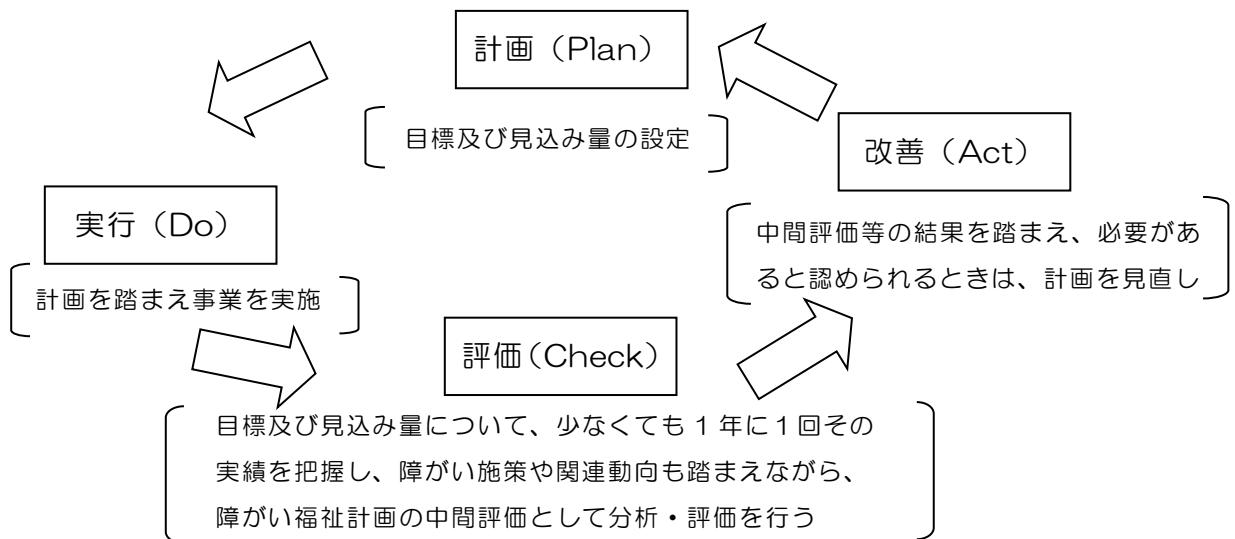
また、障がいのある人等の虐待が発生した場合は、速やかに安全の確保や虐待の事実確認を行い、再発防止等に取り組みます。

第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗管理

1 PDCAサイクルによる進捗管理と点検・評価

本計画は、障がいのある人等の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要になります。

そのため、本計画の着実かつ効果的な進捗を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取組に反映する(Action)、というPDCAサイクルの考え方に基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについて検討を進めます。



2 進捗状況を評価するための目標

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標数値を設定します。

3 障害者自立支援協議会との連携

本計画の進捗管理については、設定した目標数値に係る進捗状況等を毎年、「中芸広域連合障害者自立支援協議会」に報告し、成果や課題等の把握・分析を行い、更に必要な対策の追加や目標数値の見直しを行うことで、次年度以降の施策・事業に反映させていきます。

「障害」について

本計画では、障がいの「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。ただし、法令上やむを得ないものについては、漢字で表記しています。